

西条市社会福祉法人指導監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して行う指導監査について、基本的な事項を定めることにより、適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象となる法人（以下「対象法人」という。）及び根拠法は、別表に掲げるとおりとする。

(監査方針)

第3条 指導監査は、次に掲げる監査方針に基づき実施するものとする。

- (1) 指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）その他の関係法令、通知等に基づき、法人の運営状況について監査するものとし、本市における法人の運営の実情及びこれまでの指導監査結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施するものとする。
- (2) 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的な指導監査に陥ることのないよう配慮するとともに、対象法人の運営水準の向上を図るため、関係者の理解を得ながら、総合的評価を行い、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、問題の解決に努めるものとする。
- (3) 指導監査の実施及び指導監査結果の処理に当たっては、法人所管課、事業所管課その他の関係機関との十分な連携を図る。

(指導監査の区分等)

第4条 指導監査は、一般監査、随時指導監査及び特別監査とし、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 法人に対する一般監査は、実地において行うものとし、原則として年に1回実施する。ただし、次の各号のいずれにも該当する法人については、3年に1回とする。

ア 法人の運営について法及び関係法令、通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない法人

イ 当該法人が経営する施設及び法人の行う社会福祉事業等について、施設基準、運営費及び報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められない法人

- (2) 前号ア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告書等が次の各号に掲げる場合に該当する場合については、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、当該各号に定める周期まで延長することがで

きる。

ア 法第36条第2項及び第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類が提出された場合 4年に1回

(3) 第1号ア及びイに関して問題が認められない法人のうち、前号に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、次の各号のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断するときは、一般監査を4年に1回とすることができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して市長が認めるものに限る。

なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取り扱うことができる。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている等）。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

(4) 法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等

でそのおそれがあると認められる場合は、前各号の取扱いによらず、随時指導監査を実施するものとする。

(5) 特に重点的かつ緊急的又は継続的な指導が必要と市長が認める法人については、特別指導監査を実地において随時実施する。

2 指導監査を実施し改善を求めたにもかかわらず、改善報告の内容が不十分と市長が認める法人については、確認指導を行い、早期改善に努めるものとする。

3 指導監査事項は、次に掲げるところにより省略することができるものとする。

(1) 法第36条第2項及び第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告書に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、「会計管理」に関する監査事項を省略することができるものとする。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

(2) 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断する場合には、「会計管理」に関する監査事項を省略することができるものとする。

(実施方針等)

第5条 指導監査を適正かつ効率的に実施するため、市長が別に定める指導監査基準を踏まえ、毎年度、一般監査の基本方針、重点項目及び実施計画を内容とする社会福祉法人一般監査実施方針（以下「実施方針」という。）を策定するものとする。また、随時指導監査及び特別監査に係る実施方針については、その都度定める。

2 市長は、次に掲げるところにより指導監査を実施する。

(1) 指導監査は、2人以上の職員により編成し、必要に応じて事業所管課職員等の参加を求めることができる。

(2) 指導監査は、対象法人の運営等について、代表者等から説明を聞き取り、関係施設、設備、帳簿及び書類を実地に確認するほか、監査資料に基づいて実施するものとする。併せて、経営指標に基づく経営改善指導等の助言、指導を行うものとする。

(3) 対象法人に対し、指導監査実施日の1月前までに、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急に指導監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

- ア 指導監査の根拠規定
- イ 指導監査の日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 出席を求める者
- オ 準備すべき書類等

(4) 対象法人の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に対象法人に対し別に定める監査資料の提出を求めるものとする。

(5) 理事及び監事が責任をもって法人運営に参画するよう、理事及び監事それぞれ1人以上の指導監査及び講評への立会いを求めるものとする。

(6) 指導監査担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導監査結果の処理)

第6条 指導監査の担当職員は、指導監査終了後、現地において関係役職員の出席を求めて監査結果の講評を行うものとする。

2 担当職員は、速やかに指導監査の結果について整理し、改善及び検討を要する事項（以下「指摘事項」という。）については、監査結果通知書により当該法人に対し通知するものとする。

3 指摘事項のうち、重要と認められる事項については、当該法人に対し、理事会への報告及び期限を付して改善報告書の提出を求めるものとする。特に指定した指摘事項については、理事会で改善是正について検討した結果の報告を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

別表（第2条関係）

対象法人	根拠法令
社会福祉法人	法第56条